

香川県大気汚染緊急時対策要綱

香川県環境森林部環境管理課

香川県大気汚染緊急時対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第23条及び香川県生活環境の保全に関する条例（昭和46年香川県条例第1号）第16条に規定する事態が発生する場合並びにその事態が予想される場合（以下「緊急時等」という。）において知事がとるべき措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「協力工場」とは、硫黄酸化物協力工場、排出ガス協力工場及び排出ガス公共協力工場をいう。

2 この要綱において、「硫黄酸化物協力工場」とは、硫黄酸化物に係るばい煙量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの硫黄酸化物に係るばい煙の最大量とする。以下同じ。）を10立方メートル以上排出するばい煙発生施設を設置している工場及び事業場をいう。

3 この要綱において、「排出ガス協力工場」とは、排出ガス量（温度が零度であって、圧力が1気圧の状態に換算した1時間当たりの排出ガスの最大量とする。以下同じ。）を4万立方メートル以上排出するばい煙発生施設を設置している工場及び事業場をいう。

4 この要綱において、「排出ガス公共協力工場」とは、ばい煙発生施設から排出される排出ガス量の合計が4万立方メートル以上の地方公共団体の設置する事業場をいう。

5 この要綱において、「大口排出工場」とは、硫黄酸化物大口排出工場及び排出ガス大口排出工場をいう。

6 この要綱において、「硫黄酸化物大口排出工場」とは、ばい煙発生施設から排出される硫黄酸化物に係るばい煙量の合計が10立方メートル以上の工場及び事業場をいう。

7 この要綱において、「排出ガス大口排出工場」とは、ばい煙発生施設から排出される排出ガス量の合計が4万立方メートル以上の工場及び事業場をいう。

8 この要綱において、「VOC排出工場」とは、揮発性有機化合物排出施設を設置している工場及び事業場をいう。

(発令地域)

第3条 この要綱に基づく緊急時等の発令地域の区分及びその範囲は、次表に掲げるとおりとする。

発令地域	地 域 の 範 囲
小豆地域	土庄町、小豆島町
東讃地域	さぬき市、東かがわ市、三木町
中讃地域	丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町
西讃地域	観音寺市、三豊市
高松地域	高松市
直島地域	直島町

(常時監視)

第4条 知事は、別表1に掲げる関係市町の長の協力を得て別表1の測定局の欄に掲げる測定局において、同表の測定の欄に掲げる大気汚染物質の濃度等の測定を行い、その状況の把握に努めるものとする。

(気象状況の把握)

第5条 知事は、高松地方気象台長の協力を得て、緊急時等の措置に関し、必要な気象状況の把握に努めるものとする。

(緊急時等の発令)

第6条 知事は、気象条件等により、大気の汚染が著しくなるおそれがあると認められるときは、別表2に掲げる発令基準に基づき、大気汚染物質ごとに予報を発令するものとする。

2 知事は、大気の汚染が著しくなり、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれがある事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染の状態が継続すると認められるときは、別表2に掲げる発令基準に基づき、大気汚染物質ごとに注意報又は警報を発令するものとする。

3 知事は、気象状況の影響により、大気の汚染が急激に著しくなり、人の健康又は生活環境に重大な被害が生ずる事態が発生し、かつ、気象条件からみて当該大気の汚染が継続すると認められるときは、別表2に掲げる発令基準に基づき、大気汚染物質ごとに重大警報を発令するものとする。

4 前3項に定める発令は、第3条に定める対象地域ごとに発令するものとする。

(発令の解除)

第7条 知事は、前条の発令の基準を下回った場合であって、かつ、気象条件からみて当該解除を行っても大気の汚染の状態が発令時の状態に復活するおそれがなくなったと認めるときは、前条の発令を解除するものとする。

(県民への周知等)

第8条 知事は、緊急時等の発令又は解除を行ったときは、別表3に定める連絡系統により、同表に掲げる報道機関、関係市町の長等を通じて、速やかにその旨を県民に周知するものとする。

なお、光化学オキシダントに係る緊急時等の発令にあたっては、併せて別表5に定める事項の周知徹底を図るものとする。

(緊急時等の措置)

第9条 知事は、緊急時等の発令を行ったときは、協力工場、大口排出工場、VOC排出工場又は自動車の使用者若しくは運転者に対し、別表2の発令区分の欄に掲げる区分に応じ、同表の措置の欄に掲げる措置をとるものとする。

2 知事は、第6条第3項に定める事態が自動車排出ガスに起因する場合にあっては、公安委員会に対し、道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

3 知事は、第1項に掲げる措置をとった場合、その措置の内容を確認するため、必要に応じて協力工場及び大口排出工場の立入検査を実施するものとする。

(計画書の届出)

第10条 協力工場又は大口排出工場は、緊急時等におけるばい煙量等減少計画を、様式1により知事に届け出なければならない。

2 協力工場又は大口排出工場は、前項の計画を変更した場合、速やかに様式1により知事に届け出

なければならない。

- 3 協力工場又は大口排出工場は、ばい煙発生施設の使用の廃止等により協力工場又は大口排出工場に該当しなくなった場合は、速やかに様式2により知事に届け出なければならない。

(県際地域における措置)

第11条 知事は、県際地域における緊急時等の取扱いについては、当該県と協議して必要な措置を別に定めることができる。

(被害の報告)

第12条 大気汚染によると思われる被害の連絡を受けた別表4の関係機関は、様式3の「大気汚染被害連絡受付票」により受付をし、県環境管理課に報告するものとする。

(電子情報処理組織を使用して行う手続の特例)

第13条 第10条の規定による届出については、電子情報処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と届出をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

- 2 前項の規定により行われる届出については、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年香川県規則第73号）の規定の例による。

附 則

1 この要綱は、昭和50年5月10日から施行する。

2 香川県大気汚染緊急時対策要綱（昭和48年5月10日）は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和52年3月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和55年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和62年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成9年4月21日から施行する。

- 2 大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成8年法律第32号）の施行日前にした改正前の大気汚染防止法第23条第2項の規定に基づく届出は、改正後の香川県大気汚染緊急時対策要綱第10条第1項の規定に基づく届出のうち、硫黄酸化物について届出があったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年3月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別表1 (第4条関係) 大気汚染常時監視体制

発令地域	測定局	測定							
		二酸化硫黄	窒素酸化物	光化学オキシダント	一酸化炭素	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	炭化水素	風向風速
小豆地域	小豆総合事務所	○	○	○		○	○		
東讃地域	東讃保健福祉事務所	○	○	○		○	○		○
中讃地域	坂出市役所	○	○	○	○	○	○	○	○
	瀬居島	○	○			○			○
	林田出張所	○	○	○		○			○
	相模坊神社	○	○			○			○
	宇多津町役場			○			○		○
	丸亀市役所			○			○		○
	青ノ山	○	○			○			○
	善通寺市役所			○			○		○
西讃地域	観音寺市役所	○	○	○		○	○		○
高松地域	高松競輪場	○	○	○		○	○		○
	東部運動公園	○	○	○		○	○		○
	国分寺	○	○	○		○	○		○
	南消防署香川分署	○	○	○		○	○		○
	高松市役所		○			○		○	
	栗林公園前		○		○	○			
	鶴尾コミュニティセンター		○			○	○		○
直島地域	直島町役場	○	○	○		○			○

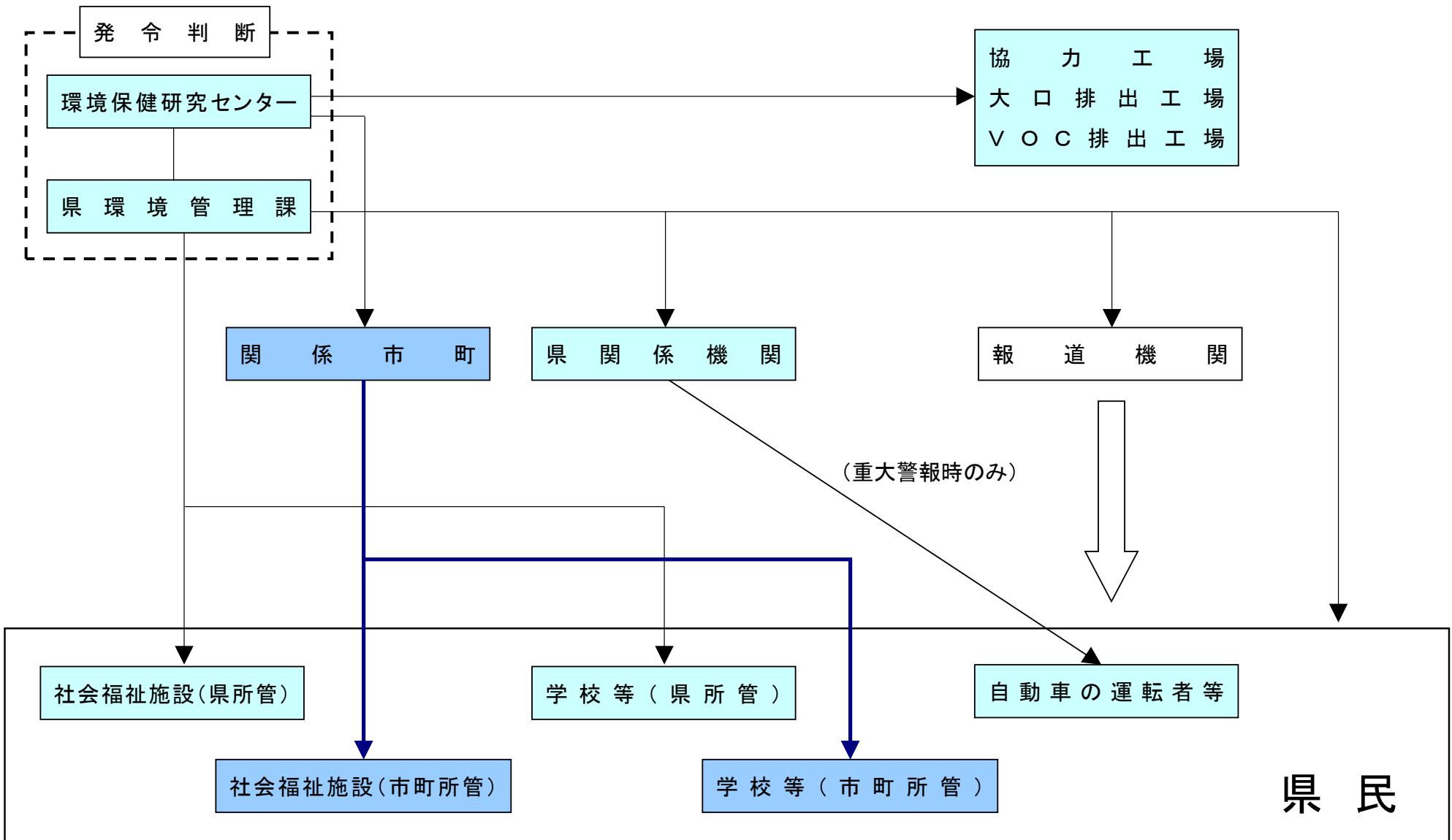
別表2（第6条関係） 大気汚染緊急時等発令基準及び措置

大気汚染物質	発令区分	発令基準	措置
硫黄酸化物	予報	次の各号のいずれかに該当したとき (1) 大気中における含有率の1時間値（浮遊粒子状物質の項を除き、以下単に「1時間値」という。）が100万分の0.2以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき (2) 1時間値が100万分の0.3以上である大気の汚染状態になったとき	硫黄酸化物協力工場に対し、当該ばい煙発生施設（以下「当該施設」という。）の硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の20%程度削減するよう協力要請を行う。
	注意報	次の各号のいずれかに該当したとき (1) 1時間値が100万分の0.2以上である大気の汚染状態が3時間継続したとき (2) 1時間値が100万分の0.3以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき (3) 1時間値が100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき (4) 1時間値の48時間平均値が100万分の0.15以上である大気の汚染状態になったとき	硫黄酸化物協力工場に対し、当該施設の硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の20%削減するよう勧告を行う。
	警報	次の各号のいずれかに該当したとき (1) 注意報の発令基準欄（第3号を除く。）のいずれかに該当し、発令中であって1時間値が100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき (2) 1時間値が100万分の0.5以上の大気の汚染状態が2時間以上継続したとき	硫黄酸化物協力工場に対し、当該施設の硫黄酸化物に係る通常ばい煙排出量の50%削減するよう勧告を行う。
	重大警報	次の各号のいずれかに該当したとき (1) 1時間値が100万分の0.5以上の大気の汚染状態が3時間継続したとき (2) 1時間値が100万分の0.7以上の大気の汚染状態が2時間以上継続したとき	硫黄酸化物協力工場及び硫黄酸化物大口排出工場に対し、硫黄酸化物に係る排出許容量の80%削減するよう命令を行う。
浮遊粒子状物質	予報	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき1.5ミリグラム以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき	協力工場に対し、当該施設の燃料、熱源としての電気の通常の使用量又は廃棄物の通常の焼却量（以下「燃料等使用量」という。）の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。
	注意報	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき2.0ミリグラム以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき	協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。
	警報	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき	協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。
	重大警報	大気中における量の1時間値が1立方メートルにつき3.0ミリグラム以上である大気の汚染状態が2時間継続したとき	協力工場及び大口排出工場に対し、燃料等使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。

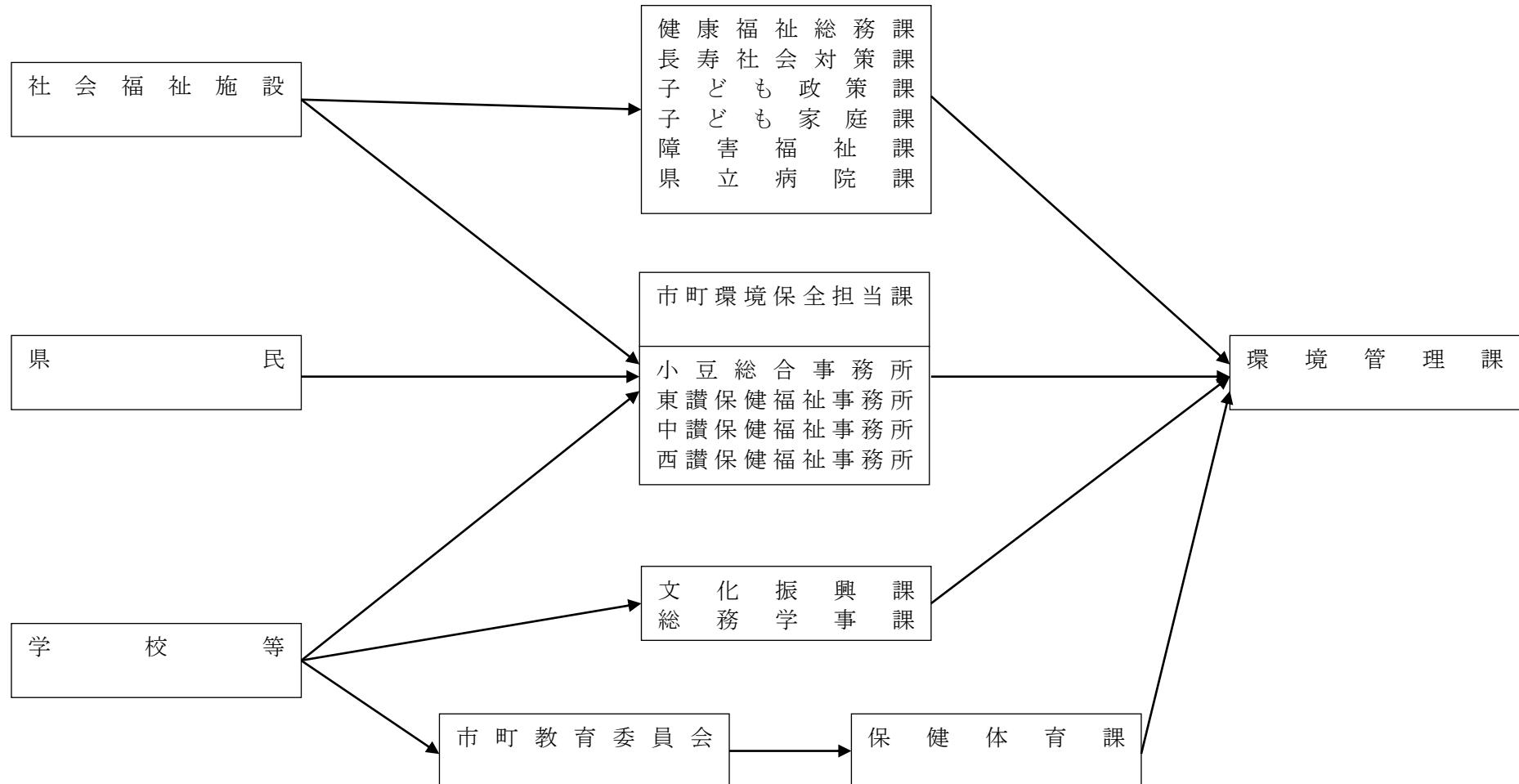
		ム以上である大気の汚染状態が3時間継続したとき	はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。
一酸化炭素	注意報	1時間値が100万分の30以上である大気の汚染状態になったとき	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	警報	1時間値が100万分の40以上である大気の汚染状態になったとき	自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	重大警報	1時間値が100万分の50以上である大気の汚染状態になったとき	公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。
二酸化窒素	予報	1時間値が100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき	協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。
	注意報	1時間値が100万分の0.5以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 (2) 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	警報	1時間値が100万分の0.7以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 (2) 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	重大警報	1時間値が100万分の1以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場及び大口排出工場に対し、当該施設の燃料等使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 (2) 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。
光化学オキシダント	予報	1時間値が100万分の0.1以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%程度削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう協力要請を行う。 (2) VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。
	注意報	1時間値が100万分の0.12以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の20%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 (2) VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。 (3) 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
	警報	1時間値が100万分の0.24以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場に対し、当該施設の燃料等使用量の30%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう勧告を行う。 (2) VOC排出工場に対し、揮発性有機化合物の排出量又は飛散の量の自主的な減少について協力を求める。

		(3) 自動車の使用者又は運転者に対し、自動車の運行の自主的制限について協力を求める。
重大警報	1時間値が100万分の0.4以上である大気の汚染状態になったとき	(1) 協力工場及び大口排出工場に対し、当該施設の燃料等使用量の40%削減又はそれと同程度の効果を有する措置をとるよう命令を行う。 (2) V O C排出工場に対し、揮発性有機化合物濃度の減少又は揮発性有機化合物排出施設の使用の制限について命令を行う。 (3) 公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるよう要請する。

別表3（第8条関係） 緊急時の連絡系統図



別表4（第12条関係） 被害発生時における連絡系統図



別表5（第8条関係）

光化学オキシダント発令時の周知事項

区分	措置
予報	注意報に備えてテレビ、ラジオ等の報道に注意すること。
注意報	1 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、できるだけ屋外の運動をさせて屋内に入ること。 2 目やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、小豆総合事務所の環境森林課、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所又は西讃保健福祉事務所の環境管理室又は市町環境保全担当課に連絡すること。
警報	1 屋外になるべくでないこと。 2 各学校、幼稚園、保育所などにおいては、屋外の運動をやめて屋内に入り、窓を閉鎖するなどの措置をとること。 3 目やのどなどに刺激を感じた人は、水道水等で洗眼、うがいをするとともに、小豆総合事務所の環境森林課、東讃保健福祉事務所、中讃保健福祉事務所又は西讃保健福祉事務所の環境管理室又は市町環境保全担当課に連絡すること。

様式1（第10条関係）

緊急時等におけるばい煙量等減少計画（変更）届出書

年　　月　　日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

香川県大気汚染緊急時対策要綱第10条第1項（第10条第2項）に基づき次のとおり届出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年　月　日
		※ 施設番号	
ばい煙量等の減少計画	別紙1から別紙3のとおり	※ 審査結果	
		※ 備考	

備考 ※印の欄には記載しないこと。

(別紙1)

硫黄酸化物

工場名 :

工場等における施設No.		工場全体(合計)							
現 状	燃料の通常使用量 燃料 kg/h	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常
	燃料中のS分 %								
	排出ガス量 Nm ³ /h								
	ばい煙量 Nm ³ /h								
	排出ガス温度 °C								
	煙突高さ×口径 m								
	有効煙突高さ m								
	ばい煙許容量 Nm ³ /h								
緊 急 時 措 置	予報・注意報 措置の内容								
	燃料中のS分 %								
	燃料の使用量 燃料 kg/h								
	ばい煙量 Nm ³ /h								
	減少割合 (%)								
	警報 措置の内容								
	燃料中のS分 %								
	燃料の使用量 燃料 kg/h								
	ばい煙量 Nm ³ /h								
	減少割合 (%)								
	重大警報 措置の内容								
	燃料中のS分 %								

注) 反応炉等の原料等に起因する硫黄酸化物については、燃料と区分して記載すること。

(別紙2)

二酸化窒素・光化学オキシダント

工場名：

工場等における施設No.		工場全体(合計)							
現 状	燃料等使用量	燃料 kg/h 電気 kWh	最大 通常						
	燃料のN分	%							
	排出ガス量	Nm ³ /h							
	窒素酸化物排出濃度	ppm							
	窒素酸化物排出量	Nm ³ /h							
	排出ガス温度	℃							
	煙突高さ×口径	m							
緊 急 時 措 置	予 報 ・ 注 意 報	減少措置の内容							
		窒素酸化物排出濃度 ppm							
		窒素酸化物排出量 Nm ³ /h							
		排出ガス量 Nm ³ /h							
		減少割合 (%)							
	警 報	減少措置の内容							
		窒素酸化物排出濃度 ppm							
		窒素酸化物排出量 Nm ³ /h							
		排出ガス量 Nm ³ /h							
		減少割合 (%)							
	重 大 警 報	減少措置の内容							
		窒素酸化物排出濃度 ppm							
		窒素酸化物排出量 Nm ³ /h							
		排出ガス量 Nm ³ /h							
		減少割合 (%)							

様式2（第10条関係）

協力工場等廃止届出書

年　　月　　日

香川県知事 殿

住 所

氏 名

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(協力工場・大口排出工場)でなくなったので、香川県大気汚染緊急時対策要綱第10条第3項に基づき次のとおり届出します。

工場又は事業場の名称		※ 整理番号	
工場又は事業場の所在地		※ 受理年月日	年　月　日
廃止の年月日		※ 施設番号	
廃止の理由		※ 審査結果	
		※ 備考	

備考 ※印の欄には記載しないこと。

様式3（第12条関係）

大気汚染被害連絡受付票

受付日 年 月 日 受付者

届出者	氏名（機関・団体）	
	住所（所在地）	
被害者	氏名※	
	住所	

※学校等の場合は、学年、性別の被害者数を記入する。

1.症状を感じた日時		年 月 日 午前 時 分 ~ 時 分
2.症状を感じた場所		(1)運動場 人 (2)体育館 人 (3)プール 人 (4)室内（開・閉窓）人 (5)公園・遊び場 人 (6)道路上人 (7)その他 人
3.症状を感じたときの活動状況		(1)屋外（体育授業・クラブ・遊戯・競技・作業中）人 (2)屋内（授業中・作業中）人 (3)歩行中人 (4)その他人
4.症状 人中 被害者 人	項目	人員
	(1)目がちかちかする	男 (人)
	(2)涙が出る	女 (人)
	(3)せきができる	計 (人)
	(4)のどが刺激される感じ	
	(5)はきけがする	
	(6)その他	
5.備考		

